

専門家巡回相談業務仕様書

1 業務名

専門家巡回相談業務

2 業務目的

本業務は、受注者が保育所等からの相談に対し、専門家を派遣し保育の実務に関する悩みや相談に応じ、専門家の視点を活かした助言等を行うことで、保育士の負担軽減を図り、就業継続を支援することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務では、上記の業務目的実現のために、次に記載する事項について遂行するものとする。

なお、本業務において対応する保育所等からの相談は、保育所等を利用している児童のうち、配慮が必要と判断される児童及びその児童の保護者（以下「対象児童等という。）との関わりにおいて発生する保育所等（従事する保育士等も含む）が抱える悩みや困りごと等に関するもの（以下「問題等」という。）に限る。

（1）業務体制の整備

受注者は、業務の遂行にあたり、保育所等からの相談に対し、保育の現場を理解したうえでアドバイス等を行える専門家（以下「相談員」という。）を派遣できる体制を整備するとともに、必要に応じ保育所等に対し効果的な支援を継続すること。

なお、支援の継続にあたっては、保育所等との定期的な面談を行うことで、問題等について、伴走できる体制を構築すること。

また、本業務で求める支援については、対象児童等への支援ではなく保育所等への支援であるが、問題等の解決に必要であれば対象児童等への支援を行う他の専門家等とも連携を図ること。

（2）業務責任者

受注者は、本業務を円滑に運営するため、本業務の遂行に必要な能力（相談対応、苦情対応、研修企画、業務進行管理、連絡調整等）を有する者（以下「業務責任者」という。）を1名配置しなければならない。

業務責任者は、本業務の円滑な運営、相談員の統括・調整及び市、保育所等との連絡調整を行うものとする。

(3) 相談員

受注者は、問題等を解決するため、次の資格を所持した者について、本事業を確実に実施するため必要な人数を確保すること。

ア 臨床心理士

イ 言語聴覚士

ウ 社会福祉士

エ その他問題等の解決に向け、必要な知識や経験を備えた専門家

また、上記の相談員については、問題等へより効果的なアプローチを行うため、保育所等からの相談に対応した経験がある者を優先して体制を整えること。

(4) 巡回相談

保育所等からの要望を受け、問題等に対応するために必要な相談員の訪問日時等を調整し、保育所等へ出向き、保育現場が抱える個別のケースへのコンサルテーションや、保育士からの相談に対応するとともに、必要に応じてアセスメント等への助言を行うこと。

なお、1回の相談時間は3時間程度とし、月に6回程度対応できる体制を整えること。

(5) 研修

継続的な支援の一環として、保育所等からの要望を踏まえ、専門知識の習得及び実務的な対応など現場に役立つ知識等を学ぶ機会を提供すること。なお、その際に必要な資料の準備等は受注者が行うものとし、1回の研修時間は2時間程度、月に1回程度対応できる体制を整えること。

(6) 相談支援

相談内容に応じ、保育所等に対し効果的な支援を継続できる体制を整えること。

また、支援を行うことで得られる情報等をもとに、保育所等からの相談に応じるだけでなく、受注者からもより効果的だと思われるような支援策を提案するなど、主体的に本業務に携わること。

4 受託者の責務

本業務の遂行にあたり、本市、市内保育所等（勤務する保育士等を含む）及び対象児童等との間に信頼関係を構築できるよう、充分に業務目的及び業務内容を理解したうえで、円滑に処理するよう万全を期すること。

(1) 苦情対応

市内保育所等（勤務する保育士等を含む）、対象児童等及び関係者等との間に生じたトラブル等については、原則としてすべて受注者の責任において解決に向けた対応を行うこと。

(2) 月例報告

受注者は、本業務の相談件数や対応状況等について、毎月市に書面若しくは電子メールで報告すること。また必要に応じ、市は受注者に対し報告を求めることができるものとする。

(3) 実績報告

受注者は、契約期間終了後、速やかに市に実績報告書を提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の書類を添付すること。

- ア 月例報告の内容について、実施期間分の全相談件数を月別にまとめたもの
- イ 事業実施の結果について、結果概要、データに基づく相談や課題の分析等をまとめたもの

(4) 個人情報保護

本業務で取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、糸島市個人情報保護法施行条例（令和 5 年糸島市条例第 1 号）及びその他関係法令に基づき、個人情報の漏洩又は滅失の防止等の安全について適正に管理すること。

(5) 守秘義務

受託者及び従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(6) その他

- ①受注者は、故意または過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負わなければならない。
- ②本業務の遂行に疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。